



今後の里海づくりのあり方に関する提言 概要（たたき台）

今後の里海づくりのあり方検討会
令和 7（2025）年 月

0. 要約

1. はじめに（提言の位置付けや目的）

2. 経緯と変遷

（１）閉鎖性海域における環境問題の変遷と現在の状況・課題

（２）現場での取組と政府施策（関係省庁の取組記載？）における里海の変遷

（３）環境省が取り組んできた里海づくり

3. 提言 1 環境省が目指すべき里海づくりの理念と指針について

- ・経緯と変遷をふまえた「里海づくり」の目的

- ・里海づくりによる統合的アプローチ（OECM、ブルーカーボン等の施策との連携）

- ・森里川海の観点

- ・地域課題解決の観点

提言 2 良好な里海の保全・再生・創出について

- ・多様な自然環境が必要であるという生態学的観点に基づく

- ・生態系へのアプローチである点

提言 3 里海資源の利活用について

- ・生活、観光、漁業や農業、海洋教育等を意識

提言 4 今後の施策展開について

- ・保全と利活用の好循環の形成

- ・今後の施策展開の方向性

4. おわりに（今後について）

はじめに（提言の位置付けや目的）

- 里海とは、「人手が加わることで生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域」で、活動範囲は森里川海など広範囲（柳，1998）。
- 里地里山とは、「奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構築される地域概念であり、農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて、環境が形成、維持されてきた。」というものであり、その場所ごとに人の営み（歴史・文化など）がある。
- 里地里山から着想を得た“里海”においても、「人の営み（歴史・文化）」は重要な視点。
- 閉鎖性海域における環境問題は水質に加え生物多様性・生産性の確保など変遷してきており、さらに、近年は気候変動などにより、沿岸海域の環境問題は深刻化。
- この課題解決には、その他さまざまな課題への統合的アプローチが可能な“里海”の理念による、地域主体の里海づくりの取組が重要。
- 環境省においては、閉鎖性海域をはじめとした沿岸域における良好な海域環境（里海）の確保に向けた取組として、「里海づくり」を一層推進していくべきである。
- 本提言では、これまでの経緯等を踏まえ、里海づくりの理念の整理、里海づくりのために重要な要素である、保全と利活用の考え方、さらに、それらを踏まえた上での、沿岸域における里海づくり推進に向けて環境省が取り組むべきことについて整理するものである。

2 - (1) 閉鎖性海域における環境問題の変遷①

高度経済成長期の公害問題が規制等により沈静。近年は「豊かな海づくり」が目的に。

	水質汚濁防止全般	瀬戸内海環境保全特別措置法関係
1958	水質二法制定 (公共用水域の水質保全に関する法律/工場排水等の規制に関する法律)	1950 - 70年代 - 高度経済成長による開発や産業活動の拡大 - 工場排水・生活排水による水質汚濁 - 埋立てによる浅海域の喪失 - 大規模赤潮の頻発 - 油汚染事故の頻発
1967	公害対策基本法制定	
1970	水質汚濁防止法制定 (旧水質二法の規制を強化)	
1973		瀬戸内海環境保全臨時措置法制定 産業系COD 1 / 2 にカット 等 【実績：約 1 / 3 にカット】 1972年 1,345 (t/日) → 1976年 459.5 (t/日)
1978	瀬戸内海環境保全臨時措置法 及び 水質汚濁防止法改正 - 瀬戸内海環境保全特別措置法として恒久化 - CODに係る水質総量削減の導入 等	1980 - 90年代 赤潮・貧酸素水塊の発生
1993	水質汚濁防止法施行令改正 排水基準に窒素・燐を追加 環境基本法制定 (公害対策基本法を発展)	近年 - 依然として赤潮・貧酸素水塊が発生 生物の多様性及び生産性の確保に係る課題
2001	水質汚濁防止法施行令改正 水質総量削減の指定項目に窒素・燐を追加	
2015		瀬戸内海環境保全特別措置法改正 瀬戸内海を「豊かな海(里海)」とする基本理念等
2016	水質汚濁に係る環境基準について告示改正 環境基準に底層溶存酸素量を追加	 各種調査・検討
2021		瀬戸内海環境保全特別措置法改正 - 栄養塩類管理制度の創設 - 自然海浜保全地区の指定対象の拡充 等

<沿岸域における今日の現状と課題>

(1) 総量規制や栄養塩管理と豊かさの関係

- 環境基準や赤潮は減ったか？→総量削減の効果
- 今までの事例についてのヒアリング（里海づくり含む）

(2) 豊かさ回復と水産有用種の減少

- 豊かさは回復してきたか？→絶滅危惧種含む生物の多様性
- 多様性の回復と水産有用種の減少についてのトレードオフ

対策案

沿岸域の統合的にアプローチ

改善案

生物学的多様性

豊かさ

里海づくり



海洋基本計画に沿岸域の総合的管理として「里海」づくりが示されていることをどう捉えるべきか

- 藻場干潟の創出だけでなく、人が人としてより良く生きるために必要なインフラ整備、環境整備、自然環境の保全、利活用に広く「里海」が関わるもの
- 「里海づくり」のあり方について再検討⇒他省庁、地方自治体、民間団体等が目指すべき「里海」の形や指針や手法を示すことが必要である

2007年 21世紀環境立国戦略（閣議決定）

8戦略の一つの中に「豊穡の**里海**の創生」を位置付け

2007年 第三次生物多様性国家戦略（閣議決定）

里海の言葉は使われていないが、**考え方**が明記

2008年 海洋基本計画（閣議決定）

里海を用いて、その重要性を明記（第4期計画では、沿岸の総合的管理として里海が明記）

2010年 生物多様性国家戦略2010（閣議決定）

里海の言葉を多数明記

2015年 瀬戸内海環境保全特別措置法改正

基本理念に、「瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性・生産性が確保されていること等その有する多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな海」（**里海**）とする。」が明記。

2023年 生物多様性国家戦略2023-2030（閣議決定）

生物多様性保全のため、**里海づくり**の必要性を明記

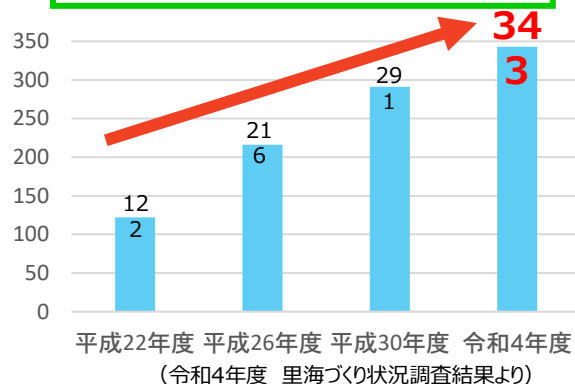
＜他省庁の取り組みで「里海」との関わりが想定されるもの＞

海業、水産多面的発揮対策交付事業、カーボンニュートラルポート、多自然川づくり、沿岸域の総合的管理、海洋空間計画等、海洋教育...その他

2 - (3) 環境省における「里海」の取り組み（資料3で報告）

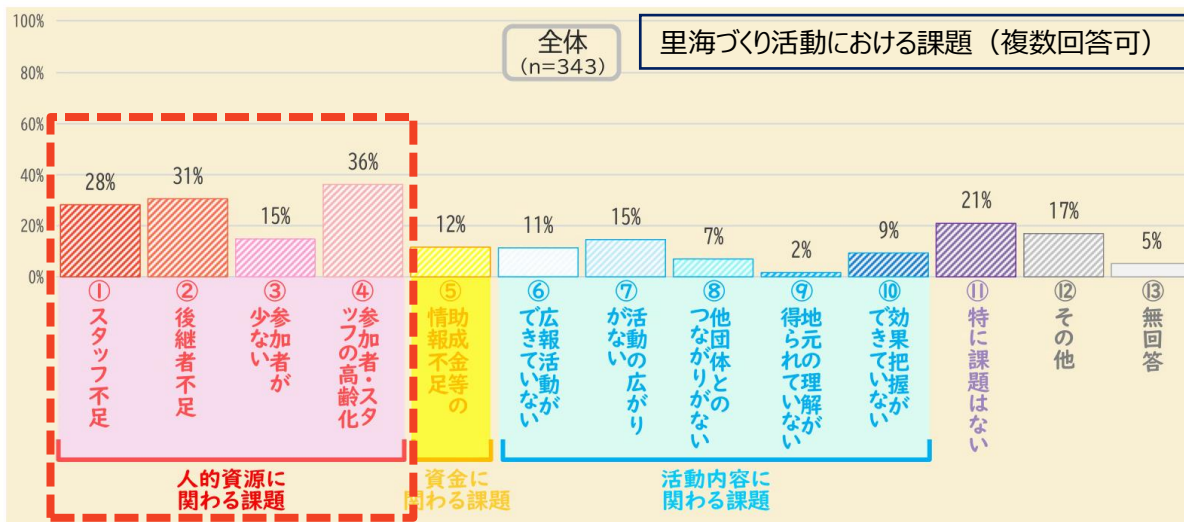
- 里海創生事業（平成21年度・平成22年度）
⇒自治体による里海のモデルを支援、紹介、**里海づくり手引き書**の作成
- 令和の里海モデル事業（令和4年度～）
⇒藻場・干潟等の保全・再生・創出と地域資源の利活用の好循環を目指す
⇒**好事例・課題**が蓄積

里海づくり活動事例数の推移



地域の特産品でもあり、ブルーカーボンにも資する養殖ヒロメ（効率的な養殖技術開発等含む）を活用した新たな商品、エコツアーづくり。事業価値が評価され企業の投資も呼び込む。

里海 × ブルーカーボン
（提供：新庄漁業協同組合）



- ✓ 343件⇒20%（地方自治体数1,718団体）
⇒ 多い？ 少ない？
- ✓ 自走している地域の事例
⇒ 好事例は？
- ✓ 依然として残る課題（積み残し）
⇒ 課題の洗い出しと対策

＜環境省が目指すべき「里海づくり」＞

- 地域の歴史・文化を踏まえて実施する以下の3点を目的にした「里海づくり」を推進すべき。
 - 海域環境の保全（藻場干潟等の保全再生創出など）を目的とした取組。
 - ヒト・モノ・カネの確保をするため、里海から得られる資源を適切に利活用すること目的とした取組。
 - 沿岸域の環境との共生を意識した地域の多様なステークホルダーが連携している取組。

ー以下実施にあたり特に意識すべき事項ー

＜統合的なアプローチ＞

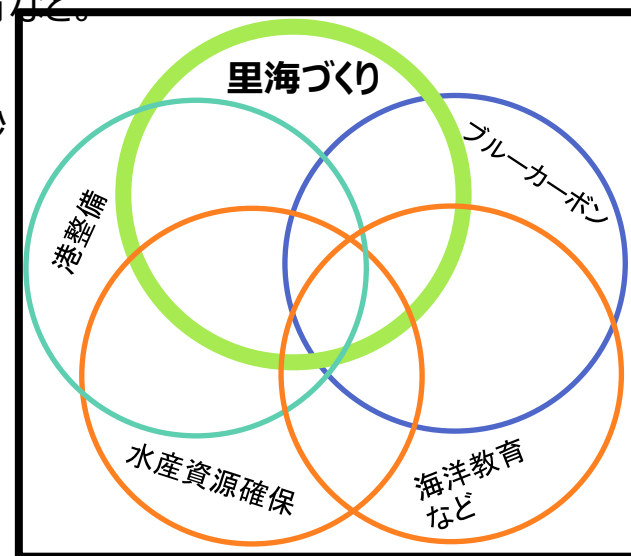
- 里海づくりは、複数課題の同時解決が見込めるものであることを十分に意識し、取り組むことが必要。
 - ✓ 生物多様性・生産性の確保（OECMなど）、森里川海の連環、沿岸域の活性化（地域づくり）、資源循環、脱炭素社会の推進（ブルーカーボン）、海洋教育など。

＜森里川海の連環＞

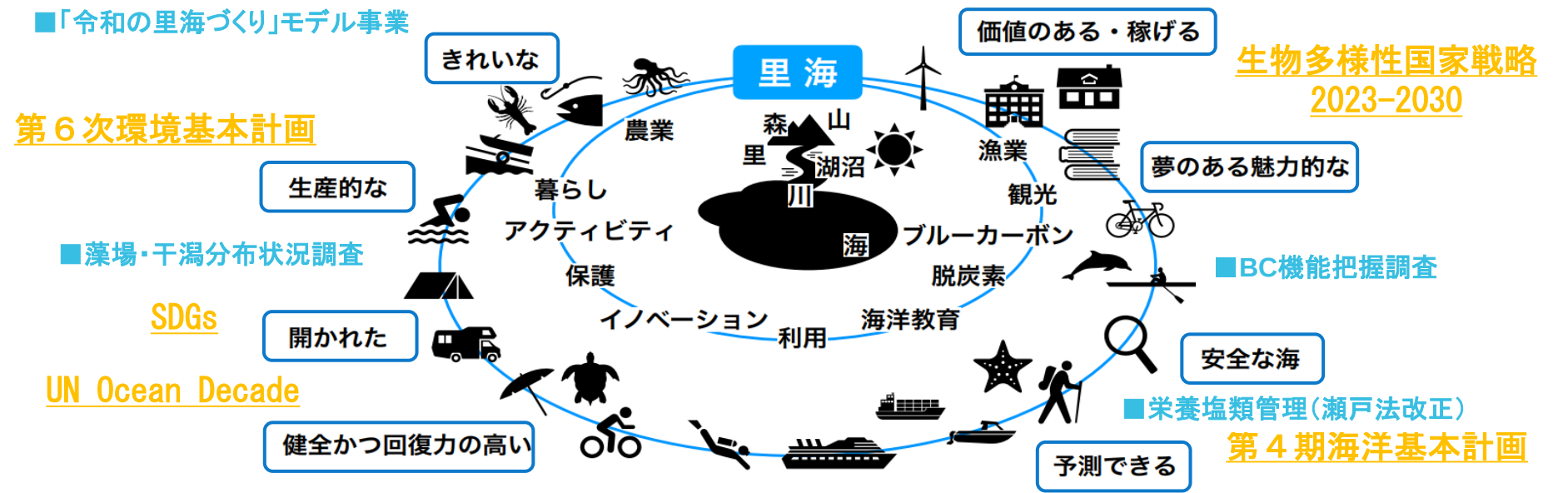
- 沿岸域の海域環境は、その流域の環境、つまり森里川海の絶妙なバランスにより健全な物質循環が構築され、良好な里海が形成されることから、海域中での取組に限らず、森里川海の観点で里海づくりに取り組むべき。

＜地域づくり＞

- 「里海づくり」は、沿岸の海域環境の再生による海域における生物多様性・生産性の確保が最終目的ではなく、沿岸地域の活性化、住民のウェルビーイングを目指すことである。



里海を取り巻く環境と概念図



令和5年度「令和の里海づくり」モデル事業(実施団体:新庄漁業協同組合)

事業概要：

吉野熊野国立公園内でも和歌山県田辺市において、地域の特産品でもあり、ブルーカーボンにも資する養殖ヒロメ（効率的な養殖技術開発等含む）を活用した新たな商品、エコツアーづくり。事業価値が評価され企業の投資も呼び込む。自然共生サイト認定も目指している。

主な取組内容・成果：

①ヒロメ養殖の拡大と藻場造成

不振が続いていた種苗生産の手法を改良するとともに、養殖区画の再検討も行い、生産量の向上が見込まれた。さらに、藻場造成場所を検討するため、天然ヒロメの分布と磯焼け場所を把握した。

②エコツアー開発とPR活動

ヒロメに限らず、磯、干潟(モニ1000サイト)、アマモ場、サンゴ群集などを調査し、エコツアーとして自然観察会のほか、漁業体験や保全活動体験を試行し、新たなコンテンツの開発ができた。また、多様な主体と連携した取組の体制構築ができた。



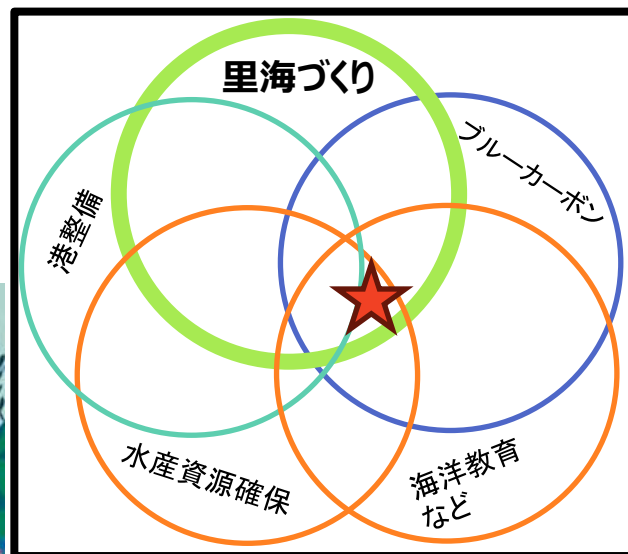
ヒロメの養殖の拡大と藻場造成



モデル事業がきっかけでトヨフジ海運の出資獲得(R6年4月)



啓発ツール作成



＜里海の保全・再生・創出＞

- ・ 里海の保全等を目的としたものであることを前提にした上で、沿岸域のみならず、その流域の森・里・川における取組も対象。それぞれのエリアにおける取組は、生態学的観点が重要。
- ・ 森・里・川における取組は、健全な物質循環の構築の観点から個別地域ごと取組事項を検討。

＜海（沿岸域）における取組＞

- ・ 保全・再生・創出の基本的な考え方は以下。
 - ✓ 多様度の高い良好な自然環境を「保全」
 - ✓ 損なわれた・劣化した自然環境に対して、その復元力を活用しながら「再生」
 - ✓ 開発などにおいて、喪失した自然環境をできるかぎり「創出」
- ・ 気候変動や開発等により悪化した沿岸域の保全等のために、藻場干潟等の保全等の取組を推進すべき。
- ・ 藻場干潟等の保全等の取組とは自然環境の操作であり、沿岸域には多様な環境（場）と多様な生物が存在しており、里海づくりとは、そもそも生物多様性等の保全が目的の取組であることから、生態系に負荷をかけないように、生態学的観点に基づいた取組を推進すべき。
- ・ 特定の生息環境だけが広がっていることが必ずしも好ましい状況であるとは限らない、里海づくりでは特定の有用種のみに着目すべきではないことに留意。
- ・ 藻場・干潟の保全再生創出にあたっては、対象地の生態系や環境をモニタリング、劣化・悪化要因の把握、目標とする生態系の明確化などが重要。
- ・ 再生・創出した生態系の自律的再生を意識することが重要。
- ・ 自然再生や生物多様性増進の分野との整合性。

＜資源を利活用することの必要性と重要性＞

- 沿岸域での取組は、保全だけではなく、資源の適切な利活用が必要不可欠。
- 経済価値だけでは評価できない価値にも着目し、地域の歴史・文化などに配慮して利活用することが重要。
- なお、利活用にあたっては、過剰利用等による弊害が生じないよう留意することが必要。

＜生活での利活用＞

- 長大な沿岸域における地域生活の場において、無意識に海と関わる生活を送る中で、里海づくりにも取り組むことができる機会や仕組み（地産地消など）を創出することが重要。
- 海とともに育まれてきた生活の知恵、食文化、祭などを通じた利活用が望まれる。

＜観光での利活用＞

- レクリエーション、アクティビティ、旅行、飲食、宿泊等といった観光として、様々な資源が利活用されており、地域内外の方に、里海から得られる資源の価値を伝えられる重要なツールであり、発展すべき。

＜漁業や農業での利活用＞

- 日常の生活や観光を支える一次産業として、漁業や農業において資源が利活用されている。
- それぞれの資源に配慮した漁業、農業はもとより、自然環境の変化にも適応することが望まれる。

＜教育での利活用＞

- 里海づくりへの理解増進、リテラシー向上のために海洋人材の育成にも取り組むべき。

提言 4 好循環について

＜保全と利活用の好循環の形成＞

- 近年では海辺に足を運んだことがない国民が多く、また海が人を、人が海を遠ざけてしまっているが、それでも白砂青松、州浜と荒磯などを見れば、多くの人は馴染みのある景色を思い浮かべる。
- 提言 2、提言 3 に示した保全と利活用の両輪で取り組み、持続可能でウェルビーイングなライフスタイルのために、里海づくりを通じたヒト・モノ・カネの好循環の形成を目指すべき。

＜今後の施策展開の方向性＞

- 関係省庁、関係団体との連携を図り、良い部分を高め合うなどにより相乗効果を発揮するためにも、環境省海域環境管理室では里海づくりに一層取り組むべき。
- 沿岸域の総合的管理の考え方を踏まえ、様々な主体が連携した里海づくりを推進するべき。
- 国の理念や計画に基づき、地域の実状やニーズに即した里海づくりの取り組みを支援するべき。
- 水環境保全、OECMや自然共生サイト、ブルーカーボン、脱炭素社会の形成等の関連する施策と連携が必要。
- OECMについては、海域におけるサイトの割合が少ないことから、里海づくりによる推進が必要。
- 沿岸域での地域が主体となった里海づくりの推進に向けては、地域の取組支援、技術的な支援、知見の共有、認定・PR等に取り組むべき。
- 提言で示した理念に合致した里海づくりの好事例を創出すべき。

おわりに（今後について）

- 地域によって海との関わり方、文化、伝統、漁業、観光の形は様々。
- 自治体、一般社団法人、NPO法人、公益財団法人、任意団体、漁業者、観光業者など、里海づくりに取り組む主体者、ステークホルダーは様々。
⇒専門性、得意不得意、熱量、海と関わる頻度も異なる
- 長大な沿岸域を有する日本で暮らす日本人の生活のなかに、当たり前になり海づくりが入り込んでいるのが理想。
- 気候変動や開発等により、今、海域環境は大きく変化している。さらに沿岸地域は、過疎化等の課題に直面している。
- 里海づくりが、良好な海域環境の保全再生創出を通じて、沿岸域の地域活性化などにつながることに期待したい。